

令和7年7月24日 教育委員会報告事項についての質疑応答（要旨）

（報告）

ア 特定管理監督職群の指定について

※教職員課長から資料に基づき説明

（田中委員）最初の意思確認については理解したが、その後特例任用をさらに更新する際、いつ頃に意思確認をされるのか。

（教職員課）基本的に今年度と同じスケジュールで、8月に1回目の意思確認を行い、9月頃に教職員課と該当の役職定年を迎える校長とで面談を行う。その面談を踏まえて最終的に10月中旬までに意思決定をしていただく形で考えている。更新の方も同様に、毎年、意思確認を行っていく。

（下鶴委員）制度の概要の説明の中で、1回目の延長は教育委員会が判断し、2回目については人事委員会の承認が必要とのことだが、それは任命権者が特例任用を見直しの判断が本当に的確かどうか、人事委員会が判断するという趣旨だと思うが、具体的には、どのように人事委員会に判断していただくのか。

（教職員課）来年5月までに人事委員会に報告する内容であるが、まず年度末に何人の特例任用の校長を任用したかを、役職定年者の人数、欠員の人数、そのうち特例任用で補充した人数をもって報告する。また、該当の学校はどのような理由で特例任用による校長配置が必要であったか、主幹教諭配置校や小中一貫校については、課題がある学校であって経験豊富な校長がそこに任用することが適切であると教育委員会が判断した旨を説明して、人事委員会がその妥当性を評価することとなる。

（田中委員）65歳までの間に、延長の意思確認をして、配置校が途中で変わることはある得るか。

（教職員課）今年度については、役職定年を迎える校長が63歳の年であるため、特例任用は3年間が最長となる。したがって、配置校が途中で変わることは実質的に考えにくいが、今後定年がさらに引き上げられ、最終的に65歳定年となると、特例任用の5年の中で配置校が途中で変わるケースも出てくるものと思われる。